

第1章 産業振興ビジョンの策定にあたって

1 産業振興ビジョン策定の目的

我が国を取り巻く社会経済情勢は、少子高齢化による人口減少社会の到来、地球温暖化などの環境問題、AI・IoTなどの新技術の普及、及び経済のグローバル化による競争の激化など大きく変化を続けており、その情勢とともに昨今では新たな課題やニーズも顕在化してきています。

白井市内の産業は、古くからは梨の栽培を中心とする農業を基幹産業としてきましたが、現在は、既存の白井工業団地の存在やニュータウン整備などの周辺環境の変化により、農業、商業、工業などバランスの取れた産業構造となっています。

本市では、平成25年4月から、産業の振興に関する施策を総合的に推進し、地域経済の活性化を図っていくことを目的とした白井市産業振興条例が制定され様々な取り組みを行ってきました。

また、平成28年度から、「ときめきとみどりあふれる快活都市」を10年後の将来像とした白井市第5次総合計画をスタートしており、令和3年度からは総合計画の後期基本計画を策定し、計画的に推進していくこととしています。

産業振興ビジョンは、総合計画で掲げられた将来像を産業面から達成するために必要な政策の方向性を示すものであり、市の産業分野全般の指針です。

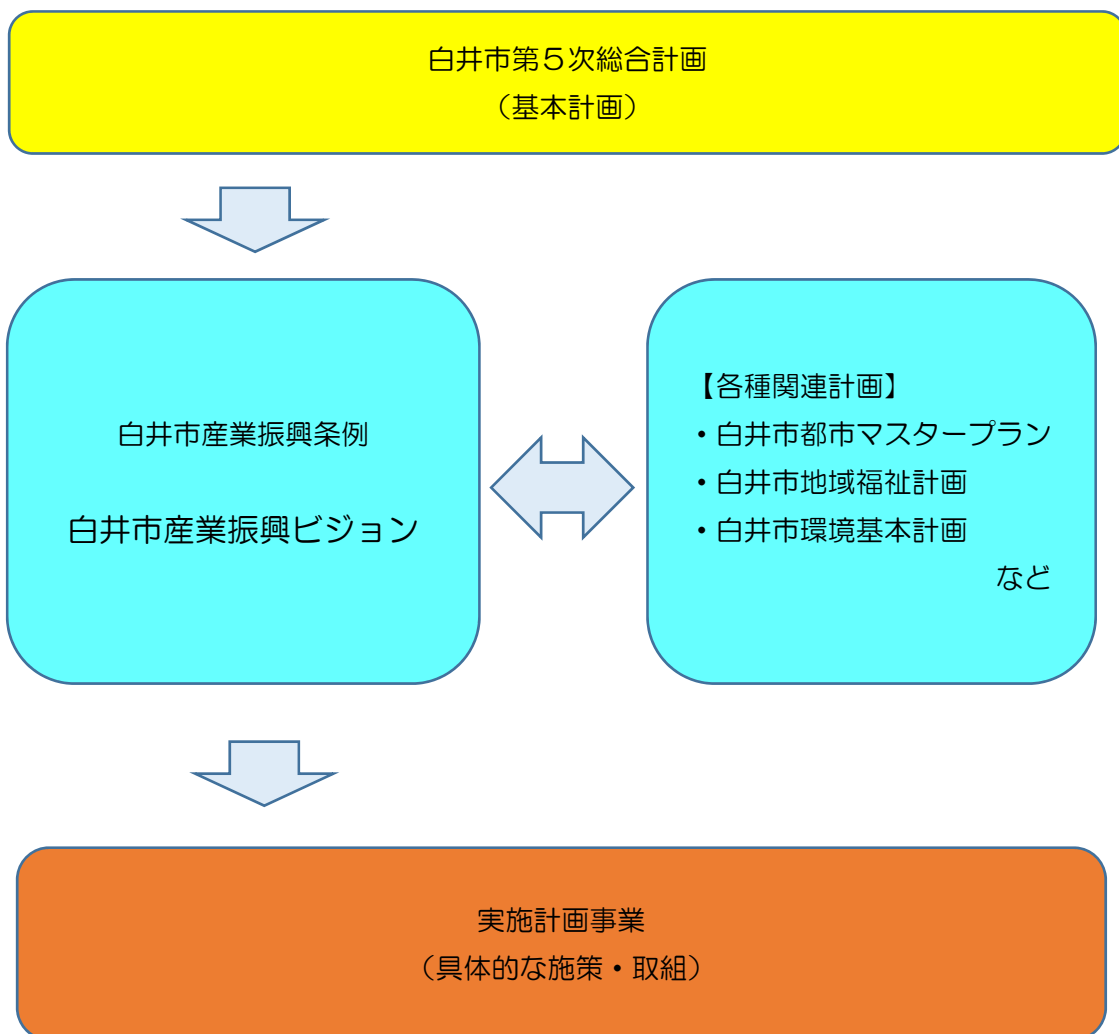
そのため、この度の産業振興ビジョン策定は、産業を取り巻く外部環境が大きく変化している現在、本市の特性や強み、現状と課題を改めて整理し、今後の産業政策の方向性を示すことで、事業者、産業関係団体、市民及び行政が互いに連携・協力し、本ビジョンに沿った施策や取組を進めることを目的としています。

2 産業振興ビジョンの位置づけ

産業振興ビジョンは、白井市産業振興条例の第4条第2項に規定される「市は、産業の振興に関する施策を計画的かつ効率的に実施しなければならない」ものとして定めます。

また、本市の行政運営を総合的かつ計画的に推進していくための最上位計画である白井市第5次総合計画を推進するための個別基幹計画に位置づけられています。

そのため、個別の施策や取組については、土地利用等の基本的な方針を定める「白井市都市マスタープラン」をはじめとする他の個別基幹計画と整合性を図り、実施計画事業として取り組んでいきます。



3 産業振興ビジョンの期間等

産業振興ビジョンは総合計画の産業分野における基幹計画であるため、その計画期間は総合計画との整合性を図るため10年間として策定し、基本計画期間である5年ごとに定期見直しを行うことを原則とします。

また、総合計画の見直しや、本市を取り巻く社会情勢や産業動向・経済環境の変化を踏まえて、必要に応じて随時見直しを行います。

本ビジョンの期間は令和4年度から令和7年度までの4年間とします

